

○財務省告示第二百二十七号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十三年六月二十日に発行した利付国債の発
行条件等を次のとおり告示する。

財務大臣 野田 佳彦

平成二十三年七月五日

一 名称及び記 利付国庫債券（二十年）（第二百二

二 発行の根拠 十八回）

三 法律及びそ 財政法（昭和二十二年法律第三

四 法律第四十 十四号）第四条第一項及び特別

五 法律第二十 會計に関する法律（平成十九年

六 法律第二十 法律第二十三号）第四十六条第

七 振替法の適 一項

八 用等 社債、株式等の振替に関する法

九 律（平成十 律（平成十三年法律第七十五号）

十 以下「振替 以下「振替法」という。）の規定

十一 の適用を受 振替機関は日本銀行とする。

十二 価格を競争 価格を競争に付して行われる入

十三 札（以下「 札（以下「価格競争入札」とい

十四 う。」によ らう。」による発行（以下「価格競

十五 争入札発行 争入札発行」という。）、「価格競

十六 争入札と同 争入札と同時に行われる入札で

十七 あつて、財 争入札と同時に行われる入札市場

十八 務大臣が各 務大臣が各国債市場

十九 特別参加者 特別参加者ごとに応募限度額を

二十 定めるもの 定めるものによる発行（以下「国

二十一 債市場特別 債市場特別参加者・第I非価格

二十二 競争入札発 競争入札発行」という。）及び価

二十三 格競争入札 格競争入札の募入の決定をした

二十四 後に行われ 後に行われる入札であつて、財

二十五 務大臣が各 務大臣が各国債市場特別参加者

二十六

二十七

二十八

二十九

三十

三十一

三十二

三十三

三十四

五

方募

イ
入 価 法 入
札 格 決
発 競 定
行 争 の

発 別 に ご
行 参 よ と
「 加 る に 応
と 者 行 募
い 第 限
う Ⅱ 度
」 非 額 を 定
格 競 争 入 場 め
札 特 の

各 申 込 み の
も の か ら そ の
当 て る 。 所 以
各 国 債 市 場 特
募 限 度 額 の 範
込 み の 応 募 額
を 割 り 当 て る 。

六

イ
発

入 価 入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国
札 格 行 札 格 第 参 市 及 入 札 格 第 参 市
発 競 発 競 Ⅱ 加 場 び 札 格 第 参 市
行 争 額 行 争 非 者 特 国 発 競 Ⅰ 加 場

額 面 金 額 一 兆 百 七 十 億 円

う ち 基 づ き 発 行 し た 利 付 国 債 の
定 に 基 づ き 額 面 金 額 十 二 億 九
つ い て は 十 五 万 円 特 別 計 画 に
千 八 百 五 十 万 円 特 別 計 画 の
関 する 法 律 第 四 十 六 条 第 一 項 の
規 定 に 基 づ き 発 行 し た 利 付 国 債
に つ い て 規 定 する 法 律 第 四 十 六
条 第 一 項 の 規 定 する 法 律 第 四 十 六
条 第 一 項 の 規 定 する 法 律 第 四 十 六
条 第 一 項 の 規 定 する 法 律 第 四 十 六

ロ

者 特 国
・ 別 債
第 参 市
Ⅰ 加 場

十 イ 一 発 価 格 競 争	十 行 行 日	九 振 替 単 位	八 最 低 額 面 金	行 争 非 者 特 国 債 市 場	ハ 行 争 非 者 特 国 債 市 場	ロ 行 争 非 者 特 国 債 市 場	イ 入 札 発 行	七 払 込 金 額	行 争 非 者 特 国 債 市 場	ハ 行 争 非 者 特 国 債 市 場	行 争 非 者 特 国 債 市 場	行 争 非 者 特 国 債 市 場	
額 面 金 額 百 円 に つ き 九 十 九 円 五	平 成 二 十 三 年 六 月 二 十 日	す る 。の 整 数 倍 の 金 額 に よ る も の と	の 記 載 又 は 記 録 は 、 最 低 額 面 金	振 替 法 の 規 定 に よ る 振 替 口 座 簿	五 万 円	二 十 九 億 九 千 百 万 円	八 百 二 十 二 億 五 千 二 百 五 十 万 円	一 兆 百 三 十 九 億 七 千 四 百 五 十 五	で 三 十 億 円	た 利 付 国 債 に つ い て 、 額 面 金 額	条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き 発 行 し	特 別 会 計 に 関 す る 法 律 第 四 十 六	で 八 百 二 十 五 億 円

十九

弘
込
期
日

平
成
二
十
三
年
六
月
二
十
日